

環境配慮に関するガイドライン  
(会場整備編)

平成 15 年 3 月

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会

## 目 次

第 章 はじめに.....	2
1．目的.....	2
2．ガイドラインの性格.....	3
第 章 事業者が環境配慮のために遵守すべき取り組み.....	4
1．事業者が環境配慮のために遵守すべき事項.....	4
(1) 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理の推進.....	4
(2) 温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進.....	4
(3) その他、会場整備工事に伴う環境への負荷の低減.....	5
2．計画書および実施書の提出.....	7
第 章 自主的な環境配慮の取り組み.....	8
1．事業者の独自の取り組み.....	8
2．取り組みを進めるための仕組み.....	8
(1) 環境プラン（仮称）の策定.....	8
(2) 環境行動チェックリストの活用.....	9
別紙 1 2005 年日本国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画(会場整備編) .....	12
別紙 2 2005 年日本国際博覧会における地球温暖化防止対策行動計画(会場整備編).....	16
参考資料 環境配慮チェックリスト.....	20

## 第 章 はじめに

### 1 . 目的

(財)2005年日本国際博覧会協会(以下、「協会」という。)は、2005年日本国際博覧会(以下、「博覧会」という。)のテーマである「自然の叡智」のもと、人と自然の新たな関係を提示し、人類が直面する課題の解決の方向性と人類の生き方を発信することを通じて、21世紀における持続可能な社会の形成と実現に向けて、世界の一人一人が考える機会となる博覧会の開催を目指している。

博覧会においては、そのテーマの実現に向けて、開催期間の前後を通じ、会場計画を始め、会場運営、観客輸送などの面で環境への配慮を行うとともに、様々な出展や催事を通じ、地球規模で進む環境問題に対する解決の方向性を発信していく。

また、博覧会参加者、来場者に対しても、日本国の関係法令、一般規則、特別規則、並びに協会が定める一般規則および特別規則に沿った補足規約、規定および指示(以下、「関係する法令等」という。)や環境影響評価書に記載された環境保全措置を遵守することはもとより、博覧会開催の趣旨を踏まえた、自主的かつユニークな環境配慮の取り組みが展開できるように支援することとしている。

この環境配慮に関するガイドライン(会場整備編)(以下、「ガイドライン」という。)は、博覧会の会場内で整備工事を行う参加者の、環境配慮の取り組みについて示したものである。今後、開催時における環境配慮の取り組みについても作成するとともに、参加者自身や市民の提案や意見を踏まえ、適宜、改定する。

## 2 . ガイドラインの性格

ガイドラインは、「建設、設置、防火、労働安全および環境保護に関する規定（一般参加者（バビリオン出展者））」第 3 条（関係法令の遵守）に基づく、参加者が環境保全に関し遵守すべき「一般規則および特別規則に沿った指示」（以下、「指示」という。）ならびに、同規定第 55 条（環境保全）第 2 項に基づく「環境保全を促進するために望ましい措置」（以下、「望ましい措置」という。）を定めたものである。

また、ガイドラインは、博覧会の会場内で整備工事（以下、「会場整備」という。）を行う、国、自治体、一般参加者および営業参加者（以下、「事業者」という。）を対象に適用する。

営業参加者に関する同様な規定は未制定のため、別途制定された時点で追記する。

博覧会を成功させるためには、関係する法令等や環境影響評価書に示された保全の措置を確実に実施することが必要である。そのためには、協会はもとより、事業者の積極的な環境保全への取り組みが不可欠である。

協会の実施する会場整備については、「廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画（会場整備編）」および「地球温暖化防止対策行動計画（会場整備編）」を策定し、工事関係者等に対し、その遵守と取り組み内容の報告等を義務づけている。

ガイドラインで示す事業者が遵守すべき「指示」の内容は、「廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画（会場整備編）」、「地球温暖化防止対策行動計画（会場整備編）」および協会が実施する事業の工事請負契約の特記事項等をふまえて、第 4 章に定めている。また、事業者が取り組むことが「望ましい措置」の内容については、第 5 章にその考え方を示している。

## 第 章 事業者が環境配慮のために遵守すべき取り組み

### 1 . 事業者が環境配慮のために遵守すべき事項

次に掲げる事項は事業者が会場整備を行う際に遵守すべき事項である。

事業者は、これらの事項について自ら積極的に取り組むとともに、当該事業の設計受託者、請負者および監理受託者（以下、「請負事業者等」という。）が、ここに示す取り組みを適切に実施するよう指導する責務がある。

本章に示す事項は、事業者が建築計画の承認申請に際し提出する出展計画書に明示する「環境に対する配慮のための計画」（前掲 規定第 10 条、第 11 条）に盛り込むべき事項とする。

以下、 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理の推進 温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進 その他、会場整備工事に伴う環境への負荷の低減 の各項目について、取り組み方針、目標、具体的な環境保全の措置を示す。

#### （ 1 ） 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進および適正処理の推進

協会が策定した「2005 年日本国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画（会場整備編）」（別紙 1 ）に示した方針、目標、対策を遵守すること。

#### （ 2 ） 温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進

協会が策定した「2005 年日本国際博覧会における地球温暖化防止対策行動計画（会場整備編）」（別紙 2 ）に示した方針、目標、対策を遵守すること。

### ( 3 ) その他、会場整備工事に伴う環境への負荷の低減

#### 1 ) 取り組み方針

会場計画の段階で環境への影響を回避または低減するための各種の対策を実施しているが、なお、工事に伴って様々な汚染物質の排出や周辺環境への影響が予想される。このため関係法令を遵守するとともに、企画・計画段階から工事の平準化や低環境負荷型工法・機械の採用などの環境保全の措置を適切に実施し、また、工事中の行為規制、機材使用等に留意しながら、工事に伴う周辺環境への影響を回避または低減する。

#### 2 ) 目標

大気、騒音・振動、水質などに関する関係法令の遵守、環境保全の措置の適切な実施により、環境影響評価の予測の範囲内に抑えるとともに、その他の事項についてもきめ細かな対策をすすめることにより周辺環境への影響を回避または低減する。また、工事域外への立ち入りや、機材の使用による動植物への影響を回避または低減する。

#### 3 ) 環境保全の措置

##### ア 有害物質の使用に関する措置

- ・有害物質を極力使用しない工法の選択

有害物質で処理されている木材は原則として使用しない、接着剤は可能な限り使用しない、現場での塗装作業は水性塗料の使用に努める。

- ・使用・管理マニュアルの作成による管理の徹底

有機溶剤の専用保管庫等による保管、安全な場所の選定、化学物質等安全データシート（MSDS）をもととした啓発と在庫管理等を徹底する。

- ・事故など非常時における適切・迅速な措置の実施

##### イ 大気質に関する措置

- ・粉じんの飛散防止

工事用車両の覆いやタイヤ洗浄、走行速度の遵守、工事現場の散水、造成裸地の早期緑化を進める。

- ・排ガス対策型工事機械および工事用車両への最新排ガス規制車の活用促進

#### ウ 騒音・振動に関する措置

- ・低騒音・低振動工法の採用

杭打ち作業を中心に低振動工法の採用を積極的に検討する。

- ・低騒音・低振動工事機械の導入
- ・最新規制適合車の導入

#### エ 水質に関する措置

- ・コンクリート工事に伴うアルカリ排水の適切な処理

コンクリートミキサー車等の洗浄排水は会場外へ搬出し、河川には放流しない。

#### オ 工事関係者への行為規制等の実施や注意の喚起

- ・注目すべき動植物等の保護の観点から、工事区域外への不用意な立入の禁止
- ・現況を保全する区域付近で工事を実施する場合には、マーキング等による土工関係者への注意を喚起
- ・工事車両の走行等による工所用道路沿いの立木の損傷等の回避
- ・残置森林内への資材集積や仮設物設置に際しての環境配慮の徹底
- ・工事用車両の樹林内走行における動物事故を避けるための、走行速度の配慮など工事関係者への注意喚起

#### カ その他の環境影響の低減措置

- ・夜間工事の最小化、照明の最小限化による外部への漏洩防止
- ・適切な遮光フードの採用など照明器具の設置方法等の工夫・配慮

## 2 . 計画書および実施書の提出

事業者は、遵守すべき保全の措置を確実に実施する観点から、以下の実施計画書並びに実施状況報告書等を協会へ提出することが必要である。

「2005年日本国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画(会場整備編)」(別紙1)に記載した計画書・実施書類

「2005年日本国際博覧会における地球温暖化防止対策行動計画(会場整備編)」(別紙2)に記載した計画書・実施報告書類

## 第 章 自主的な環境配慮の取り組み

### 1 . 事業者の独自の取り組み

本博覧会は、21 世紀の循環型社会のために新しいエネルギー、リサイクル技術を活用し、資源を効率的に使う生活や都市基盤の方向を模索し、開発と環境とのバランスの有り方を追求し、あわせて環境の再生を試みることを目指している。

そのためには、事業者は、第 章に示した環境配慮の取り組みに加えて、自主的に環境保全に関して望ましい措置を講じ、環境保全に努めることが肝要である（前掲規定第 55 条）。

また、会場整備にあたっては、こうした考え方を踏まえ、それぞれのもつ特徴ある技術やサービスを生かした自主的な取り組みを進めることが望まれる。

取り組みの例としては、パビリオンの設計・施工への最新技術の導入、ペットボトルの再生材や生分解性プラスチック等の環境への負荷の少ない素材の活用や新エネ・省エネ技術等環境産業の新しい技術成果の導入、建設工事を契機とした周辺の自然生態系の修復等の取り組みが考えられる。

### 2 . 取り組みを進めるための仕組み

#### ( 1 ) 環境プラン（仮称）の策定

事業者は、環境配慮のための取り組みを更に積極的に進めるため、第 章 1 の「環境に対する配慮のための計画」に前項の事業者独自の取り組みを盛り込んで環境プラン（仮称）を作成し、また、取り組み結果を整理した報告書を作成し、これらを協会に提出することが望ましい。

事業者は、環境プラン（仮称）を請負事業者等に示す等により協力して取り組みを進めることが可能となる。

協会は、事業者から提出された環境プラン(仮称)および取組報告をとりまとめ、協会の取組結果とともに環境レポートとして整理し、今後の博覧会や建設事業での環境への取り組みに資するデータとして公表する。

「環境プラン(仮称)」の内容としては、以下の事項が考えられる。

- ・ 取り組みに当たっての基本方針
- ・ 目標：ガイドラインに示した目標と事業者が独自に設定した目標を含む
- ・ 取り組み内容：ガイドラインに示した取り組みと事業者独自の取り組みを含む
- ・ ガイドラインに示した取り組みと事業者独自の取り組みを具体的に展開するための手法

## (2) 環境行動チェックリストの活用

環境配慮に関する取り組みを進めるに際しは、事業者や請負事業者等を始めとして各関係者が、取組内容を自主的に点検する仕組みや、建設現場等の日常活動の中で実施する取り組みについて現場の責任者等が環境配慮の内容を点検し、実施状況を事業者に報告する仕組みが必要になる。

別添「参考資料 環境配慮チェックリスト」は、そのために作成したものであり、次のような目的に活用可能である。

- ・ どのような取り組みを行うべきか一覽で把握することができる。
- ・ 取り組みの漏れの有無が確認できる。
- ・ チェックリストによる点検により、取り組みの進捗が把握できる。
- ・ チェックリストによる点検結果をもとに、より一層の取り組みをすすめるためのヒントや検討材料となる。
- ・ 協会への必要な届出を確実におこなっているか、確認できる。

- ・請負事業者等に対し取り組み内容をチェックさせ、その結果を提出させることにより、請負事業者等の取り組み状況の把握や指導に活用する。

付則

ガイドラインの適用期間は、平成15年3月31日以降、平成17年3月24日までとする。

別紙1 2005年日本国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画  
(会場整備編)

別紙2 2005年日本国際博覧会における地球温暖化防止対策行動計画(会場整備編)

## 2005年日本国際博覧会における

### 廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画（会場整備編）

#### 目 的

この行動計画は、循環型社会の形成を目指し、(財)2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)が実施する整備工事及び2005年日本国際博覧会の会場内で行われる整備工事(以下「会場整備」という。)における廃棄物等の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進を実現することを目的とする。

#### 方 針

会場整備の設計及び施工にあっては、次の各号に掲げる方針により廃棄物等にかかる総合的対策を適切に実施することとする。

- (1) 廃棄物等の発生抑制(リデュース)に努める。
- (2) 発生した廃棄物等については、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)及び減量化に努める。
- (3) 再使用及び再資源化できないものについては、熱回収等の適正処理に努める。
- (4) 整備工事で使用する資材については、再生資源(再生品)の使用に努める。
- (5) 支障物件については、会場整備において有効活用を行うとともに、再資源化に努める。
- (6) 建設発生土については、会場整備において切土盛土を均衡化するなど場外搬出量の抑制に努める。
- (7) 支障木については、移植に努め、移植できない樹木については、会場内の土木施設、園路舗装、樹木保護(マルチング)材、再生建材、パルプ等として再生利用に努める。

#### 目 標

- (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化率の目標は下表のとおりとする。

コンクリート塊	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%

- (2) 青少年公園地区会場の一時造成において、土砂の場外搬出は行わない。
- (3) 青少年公園地区会場の支障木については、中高木2,000本以上の場内移植を行う。

#### 適用範囲、発注者の責務

##### (1) 適用範囲

この行動計画は、協会が行う整備工事について適用することとし、設計受託者、請負者、監理受託者など整備工事に関するすべての組織、関係者に遵守をもとめるものである。

また、協会以外の事業者が行う会場整備については、この行動計画に配慮し、廃棄物等の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進を行うよう要請する。

## (2) 発注者の責務

協会は、本行動計画が設計受託者、請負者及び監理受託者において適切に実施されるよう、特記仕様書等に本行動計画の遵守を明記する。

### 対 策

#### 1 設計段階の取り組み

##### (1) 設計段階での配慮

整備工事の設計にあたっては、「3R型建設手法の検討調査委員会」の検討を踏まえ、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、博覧会後の再利用（リユース）、リサイクルの推進及び再生資源（再生品）の利用促進に十分配慮して進める。

なお、別表1により具体的な検討を進める。

##### (2) リサイクル計画書の作成

協会は、設計内容に基づいてリサイクル計画書（様式1）を作成する。

#### 2 施工段階の取り組み

##### (1) 請負者及び監理受託者の遵守責務

請負者及び監理受託者は、廃棄物等の処理にあたって、この行動計画によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- 一 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号）
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 三 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及びあいち建設リサイクル指針（平成14年3月）
- 四 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日）
- 五 建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日）
- 六 愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成14年4月1日）

##### (2) 請負者の全体把握

請負者は、当該整備工事で発生するすべての廃棄物等について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

##### (3) 資材搬入の注意事項

請負者は、資材搬入に際し、協力業者も含めて下記の注意事項を遵守しなければならない。

- 一 現場への資材の搬入が過大にならないよう努める。
- 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入（プレカット）などにより、現場加工の低減に努める。
- 三 現場への資材搬入は、できる限りパレット、ラック、コンテナを利用し、梱包状態での搬入をさけるよう努める。
- 四 養成材、梱包材はできる限り簡素化し、再利用できるものを使用するよう努める。

#### (4) 廃棄物の分別収集

請負者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表2の区分により分別収集するように努めなければならない。ただし、現場条件より、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努める。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず現場内で分別し、再資源化するよう努めなければならない。

#### (5) 現場の廃棄物保管施設の構造基準等

請負者は、現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連法令の規定を遵守しなければならない。

#### (6) 計画書（実施書）の提出等

請負者は、整備工事着手前に次の計画書を協会に提出しなければならない。

また、完成時には、それぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。

##### 一 再生資源利用計画書（実施書）（様式2）

再生資源利用計画書（実施書）は、建設資材（土砂、砕石、アスファルト混合物）を搬入する場合に作成する。

##### 二 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式3）

再生資源利用促進計画書（実施書）は、廃棄物等のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック類、紙くず及びアスベスト（飛散性）を搬出する場合に作成する。

##### 三 廃棄物処理計画書（実施書）（様式4）

廃棄物処理計画書（実施書）は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、紙くず、繊維くず、建設汚泥、金属くず、ガラス・陶磁器くず、その他の産業廃棄物、建設混合廃棄物、一般廃棄物及びアスベスト（飛散性）を排出する場合に作成する。なお、排出がない場合も作成する。

#### (7) 適正処理の確認

請負者は、廃棄物の処理にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連法令の規定を遵守し、マニフェストシステムにより処理の状況を把握することとする。

請負者は、マニフェストシステムにより還付された伝票の写しを協会に提出することとする。

##### 行動計画の推進

協会は、提供されたデータを元に、行動計画の推進状況を適宜把握し、必要に応じて改善を加えるものとする。

付則 この行動計画は平成14年9月13日より実施する。

なお、愛知県内における再資源化施設等は、以下のとおりです。(愛知県のホームページへのリンク)

リサイクル業者一覧

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/haiki/ricycle/index.html>

建設リサイクル法 再資源化等施設について

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/haiki/kensetsu/index.html>

## 2005年日本国際博覧会における 地球温暖化防止対策行動計画（会場整備編）

### 目的

この行動計画は、地球温暖化問題の重要性及び2005年日本国際博覧会のサブテーマである「循環型社会」に鑑み、(財)2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)が実施する整備工事及び2005年日本国際博覧会の会場内で行われる整備工事(以下「会場整備」という。)において、自主的かつ積極的に温室効果ガスの発生を抑制し、最大限の地球温暖化防止対策の推進を実現することを目的とする。

### 目標

会場整備に伴って発生する温室効果ガスの排出量を、最大限抑制することを目標とする。

なお、セメントの使用、工事用車両の走行、工事機械の稼動に伴う二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素排出量の数値目標、並びにコンクリート工事に伴う型枠使用量の数値目標は、次表のとおりとする。

	会場整備中
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	13,534
CH <sub>4</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4
N <sub>2</sub> O排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	25
型枠使用量 (m <sup>3</sup> )	918

地球温暖化係数を乗じたCO<sub>2</sub>相当数量を示した

### 【数値目標】

このため、「2005年日本国際博覧会基本計画」(2001年12月)に基づき、環境に配慮しつつ、現状の平坦な地形や既存の建物を活用した会場計画、建設素材の3Rを取り入れた設計、効率的なエネルギー利用を促進した施工等、会場整備のあらゆる面で温室効果ガスの排出量抑制を図る。

## 適用範囲、発注者等の責務

### 1 適用範囲

この行動計画は、協会が行う整備工事について適用することとし、設計受託者、請負者、監理受託者など整備工事に関するすべての組織、関係者に遵守をもとめるものである。

また、協会以外の事業者が行う会場整備については、この行動計画に配慮し、温室効果ガス排出量抑制を推進するよう要請する。

### 2 発注者の責務

協会は、本行動計画が設計受託者、請負者及び監理受託者において適切に実施されるよう、特記仕様書等に本行動計画の遵守を明記する。

### 3 設計受託者、請負者及び監理受託者の遵守責務

設計受託者、請負者及び監理受託者は、温室効果ガスの排出量抑制にあたって、この行動計画によるほか、次の法律を遵守し、また、方針や計画を尊重しなければならない。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- (2) 地球温暖化対策に関する基本方針（平成 11 年 4 月 9 日閣議決定）
- (3) 地球温暖化防止行動計画（平成 2 年 10 月 23 日関係閣僚会議決定）
- (4) 地球温暖化対策推進大綱（平成 14 年 3 月 19 日地球温暖化対策推進本部決定）
- (5) あいちエコプラン 2010 - 愛知県地球温暖化対策地域推進計画 -  
(平成 12 年 3 月)
- (6) 2005 年日本国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画  
(会場整備編) (平成 14 年 9 月)

## 方 針

会場整備の設計及び施工にあたっては、次の各号に掲げる方針により、会場整備時に予想される温室効果ガスの発生にかかる総合的対策を適切に実施することとする。

- 1 効率的なエネルギー利用を促進する。
- 2 環境負荷の小さい工事用車両を使用する。
- 3 3R型建設手法等を推進する。
- 4 緑の保全・緑化を推進する。

また、協会は、会場整備に伴う温室効果ガスの発生量を把握し、可能な限りその低減に努める。

## 対 策

### 1 効率的なエネルギー利用の促進

- (1) 高炉セメントの利用など環境配慮型資材の利用を進める。
- (2) コンクリートレス基礎の採用を検討する。

(1) (2)により、セメントの使用に伴う二酸化炭素排出量の目標を9,612t-CO<sub>2</sub>とする。

(3) 工事規模に合わせた工事機械の適正配置と効率的使用を図る。

(4) 工事機械の定格運転遵守による過負荷防止を徹底する。

(3) (4)により、工事機械の稼動に伴う二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素排出量の目標をそれぞれ 3,386 t-CO<sub>2</sub>、4 t-CO<sub>2</sub> 及び 18 t-CO<sub>2</sub> とする。(メタン及び一酸化二窒素については、二酸化炭素相当数量を示す)

(5) 作業時の水・電力等の使用量節減を励行し、エネルギー消費の抑制を図る。

(6) 建築物の設計にあたっては断熱材の利用等、省エネルギー型に努める。

(7) 夜間工事の短縮や、効率的・効果的な照明器具の採用に努める。

## 2 環境負荷の小さい工事用車両の使用

(1) 工事用車両に、低燃費車や省エネ車など環境負荷の小さい車両を使用するよう努める。

(2) 一次造成工事においては、会場外への土砂の搬入出は行わないよう会場内で切土と盛土の均衡を図る。

(3) 資材等の搬出入ルートを効率的に計画する。

(4) 工事関係者は、公共交通機関や送迎バスを利用するなどにより、工事用車両及び自家用自動車の通勤使用を抑制する。

(5) 工事用車両の走行時における急加速・急発進・アイドリングを避けることを徹底するとともに、走行速度に配慮する。

(1)～(5)により、工事用車両の走行に伴う二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素排出量の目標をそれぞれ 536 t-CO<sub>2</sub>、0 t-CO<sub>2</sub> 及び 7 t-CO<sub>2</sub> とする。(メタン及び一酸化二窒素については、二酸化炭素相当数量を示す)

## 3 3R型建設手法等の推進

「3R型建設手法の検討調査委員会」の検討を踏まえ、以下の方法等により、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、リサイクルを推進する。

(1) 再生クラッシャーラン骨材や設備機器保護用コンテナなど、中古資材の活用を進める。

(2) 外国政府館をモジュール単位で転用できるように設計し、転用を図る。

(3) 平板ブロックや側溝・柵等のコンクリート2次製品は、乾式工法を採用し、外構材としての転用を図る。

(4) 解体時にリサイクルができるよう、リサイクル可能な製品を極力採用する。

(5) 詰所やバックヤード施設等の観客主要動線上にない単体の管理施設は、レンタル・リースを計画する。

#### 4 緑の保全・緑化の推進

- (1) 二酸化炭素の固定吸収源としての機能に着目し、会場内での植樹や壁面緑化等緑化の推進により、温暖化防止対策としての緑化の役割について理解を深める。
- (2) 支障木については、移植に努め、移植できない樹木については、会場内の土木施設、園路舗装、樹木保護（マルチング）材、再生建材、パルプ等として再生利用に努める。青少年公園地区会場の支障木については、中高木 2,000 本以上の場内移植を行う。
- (3) 型枠を使用しない工法の導入・鋼製型枠の使用・再生型枠の使用・型枠の複数回使用を推進する。コンクリート工事に伴う型枠使用量の目標は、918m<sup>3</sup>とする。

#### 行動計画の推進

- 1 請負者は、工事機械の型式・使用台数、工事用車両の型式・使用台数、セメントの使用量、型枠使用量の計画書及び実績報告書（様式 1、2）を作成し、協会に提出するものとする。  
また、協会は、会場整備を行う協会以外の事業者にも、同様の書類の提出を要請する。
- 2 協会は、提出されたデータ及び「廃棄物等の発生抑制・リサイクル行動計画（会場整備編）」により提出されたデータを元に、行動計画の推進状況を適宜把握し、必要に応じて改善を加えるものとする。

#### その他

協会は、博覧会の会場整備中、開催中及び撤去時にわたる温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、目標の達成状況を勘案のうえ、植樹等の二酸化炭素吸収源方策についても検討を行うものとする。

#### 付則

この行動計画は、平成 14 年 10 月 11 日より実施する。

## 環境配慮チェックリスト

この環境配慮チェックリスト（以下、チェックリストという。）は、環境配慮ガイドライン 第 章「事業者が環境配慮のために遵守すべき取り組み」とそれを徹底するための取り組み、さらに第 章「自主的な環境配慮の取り組み」に示した内容の一部をチェックリストとしたものです。

構成は、「事業者が環境配慮のために遵守すべき取り組み」に記載された3項目に、取り組みを徹底するための「環境配慮徹底のための取り組み」「計画書等の確実な提出」を加えた5項目となっています

### 環境配慮チェックリストの構成

- 0 . 環境配慮徹底のための取り組み
- 1 . 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進
- 2 . 温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進
- 3 . その他、会場整備工事に伴う環境への負荷の低減
- 4 . 計画書等の確実な提出

事業者は、このチェックリストに、さらに自主的に定めた取り組みを追加して活用することができます。

事業者の皆さんは、このチェックリストを活用することによって、以下のメリットがあります。

### チェックリスト活用によるメリット

- どのような取り組みを行うべきか一覧で把握することができます。
- 取り組みの漏れの有無が確認できます。
- チェックリストによる点検により、取り組みの進捗が把握できます。
- チェックリストによる点検結果をもとに、より一層の取り組みをすすめるためのヒントや検討材料となります。
- 協会への必要な届出が着実に実施されているか、確認できます。
- 請負事業者等に対し取り組み内容をチェックさせ、その結果を提出させることにより、請負事業者等の取り組み状況の把握や指導に活用することができます。

取り組みのチェック方法には、様々なやり方が考えられるが、次のようなチェックの仕方が考えられます。

### チェック方法例

- 取り組みを進めており、内容の定量的な把握をおこなっている ……
- 取り組んでいるが定量的な把握は行っていない ……  
(定量的把握は不可能)
- 取り組んでいない …… ×
- 事業活動と関連がない …… /

## 環境配慮の取り組み チェックリスト

### 0 . 環境配慮の徹底のための取り組み

(教育・指導、PRなどの実施)

	社員や請負事業者を対象に、自社の環境配慮の取り組みを徹底するための教育、指導を行っている。
	請負事業者に対し、環境配慮の取り組みを記録し、提出するよう指導している。

## 1. 廃棄物等の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進

### 1. 設計段階での配慮

(資材の現場内利用、再生材利用)

	建設資材について、現場内利用を計画している。
	(該当する資材に をつける) 土砂 砕石 アスファルト混合物 その他( )
	建設資材について、再生材利用を計画している。
	(該当する資材に をつける) 土砂 砕石 アスファルト混合物 その他( )
	建設副産物について、現場内利用を計画している。
	(該当する資材に をつける) 第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土 第4種建設発生土 泥土 コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥 その他( )

(中古資材活用、リユース、レンタル・リース計画の採用)

	再生クラッシャー骨材や設備機器保護用コンテナなど、中古資材の活用を進めている。
	平板ブロックや側溝、枡等のコンクリート2次製品は乾式工法を採用し、外構材等として転用を図っている。
	(該当する資材に をつける) 構造材 平板ブロック等 コンクリート二次製品(側溝、枡等) H型鋼杭 鋼管杭 設備機械 PC板 床材 外壁材 その他( )
	電化製品、設備機器等についてレンタル・リースを計画している。
	(該当する資材に をつける) 単体施設(サブストックヤードなど) 電化機器 受配電盤等 トイレ その他( )

(組立解体が容易な工法の採用)

	建築物や設備について、組立解体が容易な工法を採用している。 (取り組みを行っている事項に をつける) 基盤寸法の統一 PC基盤採用 復工板の使用 現場作業の容易な構造の採用、外壁のユニット化 パネルのプレカット化 ユニットパネル 床材へのPC板の活用 組立て階段の採用 その他( )
	(取り組みを行っている事項に をつける) 露出配管・配線の採用 ユニットトイレの採用 その他( )

(エコ資材の活用)

	エコ資材を採用している。
--	--------------

(リサイクル可能な製品の活用)

	解体時にリサイクルができるよう、リサイクル可能な製品を採用している。
--	------------------------------------

## 2. 施工段階での取り組み

(廃棄物の状況把握)

	当該整備工事で発生する廃棄物等について、自らの責任で処理・処分し、その状況を把握・記録している。
--	--

(資材の搬入時の注意事項)

	現場での資材の搬入が過大にならないよう計画的な搬入を進めている。
	造作材、型枠などの工場、ボード類の実寸搬入(プレカット)などにより、現場加工の低減に努めている。
	現場への資材搬入は、できる限りパレット、ラック、コンテナを利用し、梱包状態での搬入をさけるよう努めている。
	包装材、梱包材はできる限り簡素化し、再利用できるものを使用するよう努めている。

(廃棄物の分別収集)

	廃棄物は、博覧会協会の定める行動計画の分類にしたがって、分別収集を行っている。
	現場での分別収集が困難であるので、中間処理施設に移入し、分別・再資源化に努めている。
	コンクリート、アスファルト、木材について、現場内での分別、再資源化に努めている。

(廃棄物保管施設の構造基準等の遵守)

	現場での廃棄物保管施設の設置にあたっては、関係法令の規定を遵守している。
--	--------------------------------------

	( 関連法規を記入する ) <ul style="list-style-type: none"><li>•</li><li>•</li><li>•</li></ul>
--	---

( 適正処理の確認 )

	廃棄物の処理にあたっては、関係法令の規定を遵守しマニフェストシステムにより処理の状況を把握している。
--	--

## 2. 温室効果ガスの発生抑制による地球温暖化防止対策の推進

### 1. 効率的なエネルギー利用の促進

	高炉セメントの利用など環境配慮型資材の利用を進めている。
	コンクリートレス基礎を採用している。
	工事規模に合わせた工事機械の適正配置と効率的使用に努めている。
	工事機械の定格運転遵守により過負荷防止に努めている。
	作業時の水・電力等の使用量節減を励行し、エネルギー消費の抑制を図っている。
	建築物の設計にあたっては、断熱材の利用等、省エネルギー型設計を採用している。
	夜間工事の短縮や、効率的・効果的な照明器具の採用に努めている。

### 2. 環境負荷の少ない工事用車両の使用

	工事用車両に、低燃費車や省エネ車など環境負荷の小さい車両を使用している。
	一次造成工事においては、会場外への土砂の搬入出は行わないよう会場で切土と盛土の均衡を図っている。
	効率的な資材等の搬出入ルートを採用している。
	工事関係者は、公共交通機関や送迎バスを利用するなどにより、工事用車両及び自家用自動車の通勤使用を抑制している。
	工事用車両の走行時における急加速・急発進・アイドリングを避けることを徹底するとともに、走行速度に配慮した運転に努めている。

### 3. 緑の保全・緑化の推進

	二酸化炭素の固定吸収源としての機能に着目し、会場内での植樹や壁面緑化等を進めている。
	型枠を使用しない工法の導入・鋼製型枠の使用・再生型枠の使用・型枠の複数回使用を進めている。

## 4 . その他、会場整備工事に伴う環境への負荷の低減

### 1 . 有害物質の使用に関する措置

	有害物質を極力使用しない工法を選択している。
	有害物質で処理されている木材は原則として使用しない。
	接着剤は可能な限り使用しない。
	現場での塗装作業には水性塗料の使用に努めている。
	使用・管理マニュアルにもとづき、有機溶剤の専用保管庫等による保管、安全な場所の選定、化学物質等安全データシート（MSDS）をもととした啓発と在庫管理等を徹底している。
	事故など非常時における適切・迅速な措置の実施に努めている。

### 2 . 大気質に関する措置

	工事用車両の覆いやタイヤ洗浄、走行速度の遵守、工事現場の散水、造成裸地の早期緑化を進め、粉じんの飛散防止に努めている。
	排ガス対策型工事機械及び工事用車両に最新排ガス規制車を採用している。

### 3 . 騒音・振動に関する措置

	杭打ち作業を中心に低振動・低騒音工法を採用している。
	低騒音・低振動工事機械を導入している。
	最新規制適合車を導入している。

### 4 . 水質に関する措置

	コンクリートミキサー車等の洗浄排水は会場外へ搬出し、河川には放流しないなど、コンクリート工事に伴うアルカリ排水の適切な処理を進めている。
--	--

## 5 . 工事関係者への行為規制等の実施や注意の喚起

	工事関係者の行為による環境への損傷等を回避するため、文書等によって関係者の注意を喚起している。
	注目すべき動植物等の保護の観点から、工事区域外への不用意な立入の禁止現況を保全する区域付近で工事を実施する場合には、マーキング等による土工関係者への注意を喚起
	工事車両の走行等による工事用道路沿いの立木の損傷等の回避
	残置森林内への資材集積や仮設物設置に際しての環境配慮の徹底
	工事用車両の樹林内走行における動物事故を避けるための、走行速度の配慮など

## 5 . その他の環境影響の低減措置

	夜間工事の最小化、照明の最小限化を進め、照明の外部への漏洩防止に努めている。
	適切な遮光フードの採用など照明器具の設置方法等の工夫し照明による影響の回避に努めている。

#### 4 . 計画書等の確実な提出

	環境プラン（仮称）を策定している。
	ガイドラインに示されている計画書、報告書等について、関連データを確実に把握し、期日までに提出している。
	再生資源利用計画書（実施書）
	再生資源利用促進計画書（実施書）
	廃棄物処理計画書（実施書）
	廃棄物処理に係るマニフェストの写しの提出
	工事機械の型式・使用台数、工事用車両の型式・使用台数、セメントの使用量、型枠使用量の計画書及び実績報告書
	自社の環境配慮の取り組みや環境プラン（仮称）を、外部に対し公表、PRしたり、意見を求めている。